

令和元年12月 2日(月曜日)

議事日程

令和元年12月2日(月)午前10時00分開議

(その1)

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議長の選挙について

(その2)

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 9 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 東総広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第12 東庄町児童館運営協議会委員の選挙について
- 日程第13 各種審議会等委員の選出について
- 日程第14 同意第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度東庄町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第16 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度東庄町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会調査中の事件について)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 越川良男君  
2番 柳堀忠君  
3番 桜井莊一君  
4番 土屋光正君  
5番 宮澤健君  
6番 佐久間義房君  
7番 板寺正範君  
8番 花香孝彦君  
9番 大網正敏君  
10番 城之内一男君  
11番 高木武男君  
12番 鈴木正昭君  
13番 土屋進君  
14番 山崎ひろみ君

欠席議員

なし

出席説明員（6名）

町長 岩田利雄君  
副町長 金島正好君  
総務課長 向後喜一郎君  
町民課長 伊藤雅晃君  
まちづくり課長 林栄壽君  
健康福祉課長 海上孝君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本忠男  
次長 石毛美恵子  
主査 岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

事務局長(笹本忠男君)

おはようございます。議会事務局長の笹本です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の高木武男議員をご紹介申し上げます。高木武男議員、よろしく申し上げます。

臨時議長(高木武男君)

ただいま紹介されました、高木武男です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員、14名です。

ただいまから、令和元年東庄町議会第3回臨時会を開会いたします。

日程に先立ち、町長からご挨拶があります。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

おはようございます。

ご紹介がございました岩田利雄でございます。本年の1月21日に、7期目、第18代東庄町町長に就任させていただきました。今後ともよろしくご厚情賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、東庄町議会第3回臨時会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、先般執行されました東庄町議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴され、本日、ここに初議会を開催する運びとなりました。心からお祝いを申し上げる次第でございます。

いわゆる昭和の大合併によりまして東庄町が誕生し、本町は大いなる発展を遂げてまいりました。ひとえに議会諸先輩の皆様方はもとより、関係各位のたゆまぬ努力のおかげでございます。私達は東庄町の積み重ねた歴史と育まれた文化を守り、そして、誇り高く、活力ある町として後世に引き継いでいくために最大限の努力を

傾注してまいらねばならないと思います。そして、これからの新しい東庄町を作り上げていくには、ここにおられます第17代東庄町議会議員各位、そして執行部が切磋琢磨をし、町の発展につなげていくことが必要であると考えております。

現在の市町村を取り巻く状況は、少子高齢化の進行、人口減少など、直面する課題は山積をしておりますが、町民の目線に立ち、きめ細やかな行政を展開することで町民福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。

本議会では、同意案件1件、承認案件2件を上程させていただき予定でございます。ご審議の上、原案のとおりご同意いただきますよう、そして承認いただきますよう、お願い申し上げる次第であります。

開会にあたりまして、皆様方の今後益々のご活躍をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（高木武男君）

次に、町長より職員の紹介をお願いいたします。

（職員の紹介）

臨時議長（高木武男君）

職員の紹介が終わりましたので、説明員として出席する職員以外の方は退席していただきたいと思います。

（職員退席）

臨時議長（高木武男君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を仮議席と指定します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定によって、臨時議長から指名いたします。土屋光正君、桜井莊一君、以上2名を指名いたします。

ここで暫時休憩とします。直ちに議長選挙にかかる所信表明会を行いますので、議員控室へ移動願います。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時14分 再開）

臨時議長（高木武男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

臨時議長(高木武男君)

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に大網正敏君及び花香孝彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

臨時議長(高木武男君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(高木武男君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長(高木武男君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

臨時議長(高木武男君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(高木武男君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大網正敏君及び花香孝彦君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長(高木武男君)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票。有効投票のうち、山崎ひろみ君8票、城之内一男君6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、山崎ひろみ君が議長に選出されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長(高木武男君)

ただいま議長に選出されました山崎ひろみ君が議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

山崎ひろみ君、演壇にてご挨拶をお願いします。

新議長(山崎ひろみ君)

この度、皆様のご支援をいただき、議長という大任を拝しました山崎ひろみでございます。力はもとよりございませんが、皆様のお力をおかりして、東庄町議会発展のために全力で働いてまいりたいと思っております。どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長(高木武男君)

これもちまして、臨時議長の職務を終了します。

ご協力ありがとうございました。

それでは、山崎議長、議長席にお着き願います。

議長(山崎ひろみ君)

何分不慣れでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここでしばらく休憩といたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時39分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お手元に配付の議事日程（その２）により進めます。

日程第１、議席の指定を行います。

議席は会議規則第３条第１項の規定により、議長において指定することになっておりますが、慣例により、議員の経験年数等を考慮したくじにより決定したいと思います。

また、議長の議席については１４番に決定したいと思います。

これらにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認め、経験年数等を考慮したくじにより議席を決定します。

ただいまよりくじを行います。

（議席決定くじ）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、くじの結果を事務局長より報告いたさせます。

事務局長、お願いします。

事務局長（笹本忠男君）

それでは、ご報告いたします。議席につきましては、議員席よりご覧いただきまして、一番前の右側、議会事務局側が１番です。役場正面に向かって順番となります。

それでは、議席の１番から６番まで。

１番 越川議員、２番 柳堀議員、３番 桜井議員、４番 土屋議員、５番 宮澤議員、６番 佐久間議員、後ろへ行きまして、７番 板寺議員、８番 花香議員、９番 大網議員、１０番 城之内議員、１１番 高木議員、１２番 鈴木議員、１３番 土屋進議員、１４番 議長となっております。以上です。

議長（山崎ひろみ君）

事務局長の報告のとおり、議席を指定いたします。

席を交代してください。名札を持って、お願いいたします。

（新議席着席）

議長（山崎ひろみ君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番 土屋進君、1番 越川良男君、兩名を指名します。

日程第3、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

ここで暫時休憩とします。直ちに副議長選挙にかかる所信表明会を行いますので、議員控室へ移動願います。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時54分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(山崎ひろみ君)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に土屋光正君及び桜井莊一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

議長(山崎ひろみ君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



議長（山崎ひろみ君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（山崎ひろみ君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

議長（山崎ひろみ君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。土屋光正及び桜井荘一君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（山崎ひろみ君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票。有効投票のうち、鈴木正昭君 8 票、佐久間義房君 6 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。従って、鈴木正昭君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

議長（山崎ひろみ君）

副議長に当選されました鈴木正昭君が議場におられます。本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

鈴木正昭君、演壇にてご挨拶をお願いします。

12 番（鈴木正昭君）

ただいまの選挙の結果を得まして、副議長職を拝することになりました。何分にも未熟でございますが、山崎ひろみ議長をしっかりとサポートしてまいりたいと存じます。皆様のご協力とご指導のほどをお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

ここでお諮りします。

常任委員会委員等の選考につきましては、選考委員により協議したいと思います。

また、選考委員については、議長より指名したいと思います。

これらにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

それでは指名いたします。13番 土屋進議員、10番 城之内一男議員、7番 板寺正範議員、12番 鈴木正昭議員、14番 山崎でございます。以上5名を指名いたします。

選考委員と協議をいたしますので、会議室2へご参集願います。

なお、選考委員以外の各議員については、議員控室にて待機をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前11時10分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考が終わりましたので、指名表をお配りします。

（指名表配付）

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、常任委員会委員は配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで各常任委員会を開催して、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

まず、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会をお願いします。総務産業常任委員会は会議室2A、文教福祉常任委員会は会議室2Bへご集合願います。続きまして、議員控室におきまして予算決算常任委員会をお願いします。

なお、各常任委員会では、慣例により、正副委員長の互選と併せて議会運営委員の選出もお願いします。

また、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会において、議会広報編集委員の選出も併せてお願いします。

それではここで暫時休憩とします。

(午前 1時02分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました各常任委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。報告いたします。

初めに、委員長について申し上げます。総務産業常任委員長、板寺議員、文教福祉常任委員長、大網議員、予算決算常任委員長、高木議員。次に、副委員長について申し上げます。総務産業常任副委員長、土屋光正議員、文教福祉常任副委員長、宮澤議員、予算決算常任副委員長、佐久間議員。以上で報告を終わります。

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここで指名表をお配りします。

(指名表配付)

議長(山崎ひろみ君)

議会運営委員会委員の選任については、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付した指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで議会運営委員会を開催し、正副委員長互選をお願いしたいと思います。議会運営委員会委員は会議室2へご集合願います。

議会広報編集委員につきましては、別紙のとおり選出されました。後日、編集委員会を開催し、正副委員長互選をお願いしたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(午後 2時15分 休憩)

(午後 2時34分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。報告いたします。

議会運営委員長、宮澤健君、議会運営副委員長、桜井荘一君。

以上で報告を終わります。

ここで正副委員長互選結果表をお配りします。

(互選結果表配付)

議長(山崎ひろみ君)

それでは、ここで各委員長からご挨拶をお願いします。

初めに、総務産業常任委員長、板寺正範君。お願いいたします。

7番(板寺正範君)

この度、総務産業委員長に任命いただきました板寺です。総務産業の仕事は本当に大変なところだと感じていますが、町民の皆さんの意見を十分に聞き取り、また、少しでも東庄町が安全で住みやすい町になるよう、頑張ってまいります。皆様のご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

次に、文教福祉常任委員長、大網正敏君。お願いいたします。

9番（大網正敏君）

この度文教福祉常任委員長ということで、委員長を仰せつかりました大網でございます。ただいまの文教福祉に関して、課題がいっぱいある中、それこそ学校給食に関しても、今、プロポーザルの進行中でございます。それと交通弱者による買い物難民、あと交通弱者による運転免許の返納ですか、こういうものをよく考えながら、東庄町は何をしなければならないのかということを考えていきたいと思っております。

それと文教福祉常任委員長というのは、なかなか充て役が多くなりますので、その中の、色々な委員会で話し合ったということを常に文教福祉常任委員会で話し合っていきたいと私は考えておりますので、浅学非才でございますが、一生懸命精進してまいりますので、皆様よろしくお願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

次に、予算決算常任委員長、高木武男君。お願いいたします。

11番（高木武男君）

予算決算常任委員長を仰せつかりました高木武男です。今、東庄町の予算規模は100億円に達する状況です。我々、町民から付託を受けた議員ですので、この辺のチェックはしっかりやっていきたいと思えます。委員長というのは、経験がありませんので、皆様のご協力により、しっかりと務めてまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

次に、議会運営委員長、宮澤健君。お願いいたします。

5番（宮澤 健君）

この度、議会運営委員長に任命されました宮澤でございます。先程来、各委員長からいろいろな諸課題、そして難しい時代を迎えていくという中で、議会運営というものは非常にこれからも難しい状態になってくるのではないかなというふうに思

います。

その中で、議員の各位におかれましては、スムーズな議会運営が滞りなく行われますように、皆様のご協力のもとに進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

各委員長の挨拶が終わりました。ありがとうございました。

これから組合等の議員及び各種審議会等の委員候補の選考を行いたいと思います。選考委員は会議室2へご集合願います。

ここで暫時休憩とします。

（午後 2時41分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、再開いたします。

日程第9、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

香取広域市町村圏事務組合議会議員に、大網正敏君、花香孝彦君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、大網正敏君、花香孝彦君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、大網正敏君、花香孝彦君が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第10、東総広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

東総広域水道企業団議会議員に、板寺正範君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、板寺正範君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、板寺正範君が東総広域水道企業団議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、鈴木正昭君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、鈴木正昭君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、鈴木正昭君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第12、東庄町児童館運営協議会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選と



したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

東庄町児童館運営協議会委員に、土屋光正君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、土屋光正君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、土屋光正君が東庄町児童館運営協議会委員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

なお、香取広域市町村圏事務組合議会議員3人のうち1人及び東総広域水道企業団議会議員2人のうち1人については、規約により議長職をもって組合議員に充てるものとされておりますので、ご報告いたします。

以上の選挙結果を配付します。

(選挙結果配付)

議長(山崎ひろみ君)

日程第13、各種審議会等委員候補者の選出を行います。

お諮りします。

各種審議会等委員候補者の選出については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

指名表を配付させます。

(指名表配付)

議長(山崎ひろみ君)

それでは、お諮りします。

ただいま配付しました指名表記載のとおり、各種審議会等委員候補者を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

よって、指名表記載のとおり、各種審議会等委員の候補者を選出することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時20分とします。

(午後 3時08分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでご報告します。

本日、町長より議案3件の送付があり、これを受理しました。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり、通知がありました。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第14、同意第13号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第13号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

この度、林英伸教育委員が12月19日で任期満了となるため、引き続き委員として任命したく提案させていただいた次第でございます。

適任者であると考え、再任いたしたく、提案させていただく次第でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第13号は、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

質疑は出来ないと思いますが、ご異議ですか。

異議ありですか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

8番(花香孝彦君)

地方教育行政組織及び運営に関する法律の中で、委員会への保護者の選任の義務化という部分があるかと思えますけれども、この林教育委員さんは保護者としての枠で出られていた経緯があったかと思えます。いつまでであれば林さんを保護者としての枠で出られるのかという部分について、この保護者枠かどうかという部分の確認も含めまして、いつまでの任期、何年までの間が保護者としての枠が適用となるのか。また、この保護者につきましては、何歳までのお子さんがいらっしゃれば保護者という扱いになるのか。この2点について伺わせてください。

議長(山崎ひろみ君)

暫時休憩とします。

(午後 3時23分 休憩)

(午後 3時35分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

それでは会議を再開とします。

執行部、答弁の方、お願いします。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

ただいま花香議員からのご質問でございます。

教育委員として保護者である者が選ばれるようにしなければならないということになっておりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に該当するものでございます。

この保護者は、親権を行う者及び未成年後見人をいうということになっておりまして、未成年の方を保護する場合が保護者ということになります。未成年に対して親権を行うということになります。

今回の上程をさせていただきました林さんにつきましては、中学校3年生になるお子様がいらっしゃるということでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

花香議員、よろしいですか。

8番、花香孝彦君。

8番(花香孝彦君)

未成年をもう一度確認させてください。未成年というのは二十までという解釈でよろしいでしょうか。

議長(山崎ひろみ君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

未成年につきましては、ちょっと待ってください。きちんと確認をいたします。

議長(山崎ひろみ君)

暫時休憩いたします。

(午後 3時37分 休憩)

(午後 3時39分 再開)

議長（山崎ひろみ君）

会議を再開します。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

未成年に対するご質問でございます。未成年の定義でございますが、現在のところ20歳ということになっております。2022年4月から18歳ということになるということでございます。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

それでは最後、確認といたしまして、2022年からということであれば、3年後には林さんは教育委員の保護者枠から外れるという解釈でよろしいでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

今回同意を得られたといたしまして、3年後に退職するのかどうかということですが、教育委員の任期は3年になっておりまして、今、お子さんが中学3年生ということですので、どの時点でどうかということは、今、お答えが出来ないところでございます。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

教育委員の任期は3年ではないんじゃないですか。4年。教育長は3年だけけれども。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

失礼をいたしました。先程の答弁を撤回させていただきたいと思います。

教育長については3年の任期、教育委員については4年の任期ということでございます。従って、その任期中に保護者としての枠から外れるかどうかについては、

その時点で決定するという事になるかと思えます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

教育委員さんは4名おります。ですから、その人だけがずっと保護者の立場で取り組んでいるとは限りません。ですから、この次にそういう該当する人達が出れば、その方が保護者としての教育委員だろうと。ですから、林さんが残るということであれば、一般の教育委員として残れます。ですけれども、今後、親としての立場では残れないかもしれない、残るかもしれませんが、そういうふうにして解釈はしております。先のことでもありますので、今後、十分検討しながら考えてまいりたい。

以上であります。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいでしょうか。他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。採決は起立採決といたします。

これから、同意第13号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎ひろみ君）

起立全員です。

従って、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第15、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東

庄町一般会計補正予算（第4号））及び日程第16号、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東庄町一般会計補正予算（第5号））を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第6号、令和元年度東庄町一般会計補正予算（第4号）及び承認第7号、令和元年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和元年度東庄町一般会計補正予算、第4号及び第5号の専決処分について承認を求めるもので、補正予算第4号では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,594万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,755万2,000円とするものでございます。

補正予算第5号では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,421万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,176万9,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、台風及び台風に伴う大雨による災害の復旧に関わる補正予算となっております。

補正予算第4号では、台風15号で発生した災害の復旧に関わる費用、補正予算第5号では、台風15号、台風19号及び台風21号に伴う大雨により発生した災害の復旧に関わる費用を計上したものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により補正予算第4号は10月10日に、補正予算第5号は11月1日に専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

承認第6号及び承認第7号、専決処分の承認を求めることについての内容のご説明を申し上げます。

令和元年度東庄町一般会計補正予算（第4号）につきまして、10月10日に、補正予算（第5号）につきまして、11月1日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

先程、町長の提案理由にもありましたとおり、補正予算（第4号）では9月9日に上陸しました台風15号で被災した災害の復旧にかかる事業費、人件費など、補正予算（第5号）では、9月9日の台風15号、10月12日の台風19号及び10月25日の台風21号に伴う大雨で被災した災害の復旧にかかる補助金、事業費、人件費などを計上したものとなっております。

補正予算（第4号）の内容ですが、歳出予算から申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

2款・総務費、5款・農林水産業費、7款・土木費におきまして、避難所開設や災害対応にかかります人件費の補正を合計281万1,000円計上しております。

次に、3款・民生費、1項7目・社会福祉費、高齢者交流センター費の11節・修繕料11万円、台風により青馬の里への連絡通路のフローリングが浸水し、一部破損したため、床の張りかえを行うものとなります。

次に、4款・衛生費、2項1目・清掃費、じん芥処理費の13節・災害廃棄物処理委託料100万円、町単独で実施しましたかわらの処分委託料となります。

次に、5款・農林水産業費、1項3目・農業費、農業振興費の19節・農業災害対策資金債務保証料補助金1万6,000円、農業被害に対する借り入れの債務保証料を補助するもので3分の2が県の補助分となります。

次に、9款・教育費、2項・小学校費、10ページに移りまして、1目・学校管理費の11節・施設修繕料16万9,000円、神代小学校体育倉庫の屋根の補修、石出小学校、東城小学校の窓ガラスの補修となります。

14節・発電機賃借料12万9,000円、停電時に神代小学校で使用した発電機の賃借料となります。



15節・教育施設維持補修工事費196万6,000円、各小学校における樹木の伐採処分費や神代小学校の渡り廊下の復旧の工事費となります。

3項・中学校費、1目・学校管理費の11節・施設修繕料6万円、体育倉庫の屋根、窓ガラスの修繕となります。

13節・教育施設整備工事設計業務委託料70万円、台風により一部破損しました駐輪場の設計監理業務となります。

15節・教育施設維持補修工事費733万円、駐輪場の復旧、音楽室、体育館、放送室の天井の復旧工事となります。駐輪場の復旧には財源として国庫補助金300万円を見込んでおります。

4項1目・幼稚園費の11節・食糧費5万1,000円、災害時に提供不能となった給食のかわりとなる昼食費となります。

10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費、1目・道路災害復旧費の13節・伐採木等処理委託料100万円、樹木などの伐採や倒木の処分委託となります。

15節・工事費1,900万円、町道74ヶ所の災害復旧にかかる工事費となります。

2目・河川災害復旧費の13節・河川災害復旧委託料40万円、河川に浮遊した大量の死魚の処分費となります。

3目・公園災害復旧費の13節・伐採木等処理委託料20万円、公園の倒木等の処理の委託となります。

15節・工事費100万円、ふれあい公園等の復旧工事となります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の8ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項5目1節・国庫補助金、教育費国庫補助金、公立学校施設災害復旧事業補助金300万円、歳出予算の教育費で申し上げました中学校駐輪場の災害復旧の補助金となります。

16款・県支出金、2項4目2節・県補助金、農林水産業費県補助金、農業災害対策資金債務保証料補助金1万円、歳出予算の農林水産業費で申し上げました補助金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する3,293万2,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続きまして、補正予算（第5号）の内容ですが、こちらも歳出予算から申し上げますので、議案書の19ページをお願いいたします。

2款・総務費、5款・農林水産業費、7款・土木費、10款・災害復旧費におきまして、避難所開設や災害対応、復旧にかかります人件費の補正を合計611万7,000円、計上しております。

次に、7款・土木費、4項1目・都市計画費、都市計画総務費の13節・被災住宅応急修理委託料560万円、台風15号等で被災した住宅について、災害救助法に基づき、町が応急的な処理を行うものでございます。

19節・被災者住宅再建資金利子補給50万円、台風15号で住宅を被災した方が住宅再建の資金を借り入れた場合の利子の一部を補助するものとなります。

当節の被災住宅修繕緊急支援補助金4,500万円、台風15号等で被災した損害割合が10%未満の住宅で屋根または外壁の補修に対する補助金となります。

次に、10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費、1目・道路災害復旧費の13節・測量設計委託料250万円及び15節・工事費1,900万円、平山、栗野、神田等の町道の災害復旧となります。財源として、国庫補助金432万円を見込んでおります。

20ページに移りまして、3目・公園災害復旧費の13節・流木等処理委託料100万円、コジュリン公園の流木等の処分委託となります。

2項1目・農林災害復旧費、農業用施設災害復旧費の13節・設計積算委託料100万円及び15節・工事費350万円、栗野、小南、小貝野等の農道の復旧事業となります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の18ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、1項4目1節・国庫負担金、土木災害国庫負担金、災害復旧工事国庫負担金432万円、先程歳出予算で申し上げました町道の災害復旧にかかる国の負担金となります。

2項4目2節・国庫補助金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金150万円、歳出予算の土木費で申し上げました被災住宅応急修理委託料の補助金となります。

16款・県支出金、2項6目1節・県補助金、土木費県補助金、被災住宅修繕緊

急支援事業補助金 3,970 万円、歳出予算の土木費で申しあげました被災住宅修繕緊急支援補助金及び被災住宅応急修理委託料の補助金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する 3,869 万 7,000 円につきまして、20 款・繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8 番、花香孝彦君。

8 番（花香孝彦君）

10 ページの 10 款 1 項 1 目・道路災害復旧費の国支出金に記載がないことについて、また、15 節の 1,900 万円、工事費ということで、この工事費に対して、国の補助金が当てられていないかと思えます。これは後ほど入ってくるのかどうか。また、対象ではないのかどうか。

例に挙げますと、もう一つの方の 19 ページの専決処分、一般会計補正予算の方であれば、1,900 万円に対して国の補助が 432 万円、補助されているということで、同じ金額ではありますが、片方は国の補助があり、もう片方は国の補助がないという分け方になっております。この違いについて、教えていただければ。お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

10 ページの災害復旧の関係でございますが、こちらにつきましては、9 月 9 日の台風によるものでございます。主な工事といたしましては、倒木が 47 路線、52 ヶ所ございました。また、土砂崩れが 6 路線、6 ヶ所、その他の損害ということで 13 路線、16 ヶ所、こちらの方につきましては、ブロック塀の倒壊や農業ハウスの転倒というようなものでございます。今、申しましたとおり、大きな災害、1 ヶ所での大きな災害というのはほとんどなく、小さな災害がいっぱい重なったということで、国庫補助を申請するのに見合うような箇所がなかったというようなことで、申請を見合わせたということであります。

議長（山崎ひろみ君）

花香議員、よろしいですか。

8番（花香孝彦君）

はい。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑ありますか。

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

10ページの停電時の神代小学校の発電機の使用料でありますけれども、結果的にこの大規模な停電をしましたけれども、県の防災倉庫には250台の発電機がそのまま箱に入ったまま眠っていたというようなことで、市町村との連携、そういったものはどういうふうになっていたのか。また、そういったものに申し込んで、ちゃんと市町村にも知らせていれば、それを借り入れる申し込み等は出来なかったのか、したとしても、みんな房総地区の方に行くと思いますけれども、そういう連携はあったのか、ないのか。お願いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

神代小学校が停電により給食が出せないというような、そういった事態がありまして、電気があれば学校が再開出来るというような場面もありました。その必要な電力を賄うに見合う発電機が県にあったかどうかはわかりません。とにかく電源が必要だということで、民間企業を当たりまして、納入していただいた次第でございます。

県との連携につきましては、今後、県と担当部局と連携を深めまして、各災害対応に当たっていききたいと、このように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

あと、各地区に防災倉庫があって、あそこには発電機が入っていると思うんです

けれども、ああいったものをやはり学校施設とかに使う場合には、フルに使ってもらった方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えいたします。おっしゃるとおり、町の防災倉庫に資機材がございます。そういったものを出来るだけ有効に災害時に活用する方法というものを今後考えていきたいと思えます。ただいまの発電機につきましては、神代小学校においては、小さい発電機を使っていたということを聞いております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいですか。他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

これから採決をします。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東庄町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東庄町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第7号は承認することに決定しました。

日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会にあたり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

改選後の初議会ということで、正副議長さんを初め、それぞれの役職が滞りなく選出をされました。まことにご同慶にたえない次第でございます。

また、提案をさせていただきました案件も、原案のとおり承認を賜り、まことにありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたが、町民の目線に立って、きめ細やかな行政を展開してまいりたい、このように考えております。議会を初め、町民の皆様と知恵を出し合って、そしてまた、まちづくりを進めてまいります。ご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

今月は早速、定例会が開会されます。議長さんを初め、そして中心として、一致団結をされまして、議員活動に励まれ、町発展のために一層のご指導、ご支援、ご

鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。

本日は皆様のご協力により、初めての議会、臨時議会を滞りなく務めさせていただきました。まだまだ不慣れでございます。皆様にお気づきの点がありましたら、どうぞ遠慮なく言っていただきたいと思います。

12月定例会も間近です。皆様の一般質問を初め、町政に対するご意見を出していただけるような、充実した議会にしていきたいと思っております。何分、力はございませんけれども、一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和元年東庄町議会第3回臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時10分 閉会）